

議案第 28 号

損害賠償の額を定めることについて

福祉健康センターすこやか入口交差点において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所 勝山市

氏名

2 事故の概要

令和 5 年 8 月 25 日午前 11 時 10 分頃、勝山市の公用車が県道勝山丸岡線を走行していたところ、福祉健康センターすこやか入口交差点において赤信号に気がつかず直進したため、相手方の車両と衝突し、左フロントバンパー部分を損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金 217,891 円

令和 5 年 9 月 20 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、この案を提出する。